

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

村山市立戸沢小学校

学校いじめ防止基本方針

村山市立戸沢小学校

1 基本理念

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間でなければならない。また、学校は、子どもにとって安心・安全な場所でなければならない。これらを阻む大きな要因となるのが“いじめ”である。従って、いじめ問題には、最重要課題の一つとして全力をあげて取り組む必要がある。

2 いじめの未然防止に向けて

いじめを防止するには、「居心地のいい環境」を創ることが重要となる。そのために、“居場所づくり”と“絆づくり”を大切にしていく。

また、互いを認め合える人間関係、学校風土を自分たちで創り出していこうとする意識を児童にもたせることを大切にしていく。

(1) 教職員がもつ意識とその取り組みについて

① 教師自身の意識の高揚

- ・ 「いじめは絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」「子どもの人権を全力で守り抜く」という強い意識を全職員がもつ。
- ・ いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や子どもを語る会で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。

② 安心感のある学級づくり

- ・ 道徳教育や人権教育の推進
- ・ QUTテストを活用した集団づくり
- ・ ソーシャルスキルトレーニングの活用
- ・ 生活規律が尊重される集団づくり
- ・ 係活動や集会活動等における一人一人が活躍できる場の設定
- ・ 「終わりの会」等における互いの良さを認める場の設定

③ 自己有用感をもてる授業づくり

- ・ 楽しく分かりやすい授業づくり
- ・ 考えを交流し、互いの良さを実感できる場の設定
- ・ 一人一人の児童が活躍できる学習活動の工夫
- ・ 終末における振り返りの場の設定
- ・ 学習規律が整えられた授業の推進
 - * 葉山中校区で共通して取り上げている「姿勢」「聞き方」「話し方」「書き方」に関する学習規律が守られるようにする。

(2) 児童に培う力とその取り組みについて

① 児童に培う力

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度
- ・ 他者と円滑なコミュニケーションを図れる力（通信機器の活用を含む）
- ・ ストレスに適切に対処できる力
- ・ 自己有用感、自己肯定感

② 児童の力を高める取り組み

- ・ 児童会の基本方針「なかよし戸沢」の推進
児童一人一人が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動していこうとする意識を高める。
「いじめゼロ運動」 「なかよし運動」 「あいさつ名人運動」
- ・ 縦割り班活動，異学年交流の活発化
「縦割り給食」「縦割り清掃」「サンサンタイム」
- ・ 交流体験活動の推進
戸沢保育園での交流
生活科や総合的な学習の時間における地域の方との交流
- ・ 委員会活動やクラブ活動における話し合い活動の重視
- ・ ソーシャルスキルトレーニングによるストレスへの対処能力の向上

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ防止対策委員会」）を置く。

① メンバー

〈校内職員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任
特別支援教育コーディネーター・養護教諭

必要に応じて，以下の方の出席を要請する。

〈校外関係者〉 学校評議員代表・地区主任児童委員・
学校教育相談員・村山警察署少年補導専門官

② 役割

学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたり，その中核となる役割を担い，下記の具体的取り組みを行う。

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や，具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・ いじめの相談，通報の窓口としての対応を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合に緊急会議を開き，情報の共有，関係児童への事実関係の聴取，対応方針の決定，保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(4) 家庭・地域との連携

- ・ 保護者会，学級懇談会，学校だより，学級だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに，家庭や地域に対して，いじめ問題の重要性の認識を広めることによって，緊密な協力体制を築いていく。
- ・ 学校・家庭・地域が，いじめの問題について研修および協議する機会を設け，連携した対策を推進する。

3 いじめの早期発見に向けて

「いじめは，どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち，教職員自身がいじめに敏感になり，小さな変化を見逃さないようにする。また，様々な情報が入ってくるように，家庭や地域との連携を大切にする。

- ・ 児童と保護者を対象にしたアンケートの実施（6月・12月）
- ・ 授業や休み時間、健康観察時における丁寧な観察
- ・ 日記等の活用
- ・ 複数の教師の目を通しての情報交換
- ・ 会話を通して様々な情報が入るようにする児童との関係づくり
- ・ 保護者が相談を持ちかけやすい関係づくり
- ・ スポーツ少年団や育成会等から情報が入る関係づくり

4 いじめの早期解決に向けて

いじめを発見または通報を受けた場合は、被害を受けている児童の立場に立ち、速やかな事実確認と解決に向けた対応を行っていく。その際、組織的に対応することと、被害児童・加害児童双方の健全な人格の発達に配慮する。

（1）速やかな事実確認

- ① いじめではないかと思われる行為を発見したり通報を受けたりした場合は特定の教職員で抱え込むことなく、また、大したことではないと過小評価することなく「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的対応を図る。
- ② 報告を受けた「いじめ防止対策委員会」は、直ちに対策チーム（教頭・生徒指導主任・該当児童の担任）を編成し、事実の確認を行う。その際、いじめられている児童の身の安全を最優先にしながら対応にあたる。

（2）解決に向けた対応

- ① 「いじめ防止対策委員会」を開き、事実関係についての共通理解を図った後、対処方法を検討する。
- ② 事実確認の結果は、校長が学校の設置者に報告する。
- ③ 被害児童宅を訪問し、事実関係を伝える。その際、解決の道筋を示すとともに、徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝え、不安を除去するようにする。
- ④ 加害児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の大きさを自覚させる。その際、加害児童が抱える問題など、いじめを行うに至る背景にも目を向け、健全な人格の成長を目的に指導にあたる。
また、加害児童の保護者にも連絡をとり、事実に対する納得を得た上で、学校と保護者が連携して継続的な支援を行っていく理解を得る。
- ⑤ いじめを傍観していた児童に対しては、いじめを受けていた児童の心情を考えさせ、止めなかったことも仲間として大きな問題であることを捉えさせる。また、いじめを止めさせることができないとしても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

5 重大事態への対処

加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合は、被害児童を守り通すという観点から、次の対応をとる。

(1) 警察署への通報

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(2) 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより、「当該児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」また「当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめられたとき」は、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」の支援・協力得て、調査組織を設置する。

〈重大事案と想定されるケース〉

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

〈調査組織の構成〉

「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。また、村山市教育委員会の指示を仰ぎ、必要な専門家（弁護士、精神科医、学識経験者 等）を加えるものとする。

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、迅速に村山市教育委員会を通じて村山市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

重大事案に係る事実関係の調査、及び、事後対応、発生防止等については、必要に応じ村山市教育委員会、村山警察署、児童相談所、村山教育事務所と連携を図りながら進めていく。

6 いじめに対する対応力を高めるために

いじめの防止と早期解決には、教職員の力量を高める必要がある。また、取り組みを不断に見直し、改善を図っていく必要がある。

(1) 校内研修

いじめに係る研修（いじめの理解、組織的対応の方法、指導記録の生かし方等）を年間計画に位置づけ、教職員の力量を高める。また、「道徳の授業づくり」や「生徒指導の三機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの未然防止に努める。

(2) PDCAサイクルの確立

学期末において、「学校いじめ防止基本方針」並びに、その取り組みに対する成果と課題を明らかにし、改善を図る。

また、保護者対象の「学校診断アンケート」において、「いじめへの取り組み」を評価項目に入れ、達成状況を評価してもらう。そして、出てきた課題に対して改善策を講じていく。